

# 第69回岩手県畜産共進会開催規約

## 第1章 総 則

- 第1条 この共進会は、第69回岩手県畜産共進会（以下「共進会」という。）と称し、本県の家畜改良増殖を促進し、畜産農家相互の研鑽を図ることを目的とする。  
また、共進会において成績優秀な家畜は、農林水産祭参加出品財として推薦する。
- 第2条 共進会は、一般社団法人岩手県畜産協会（以下「協会」という。）が主催し、岩手県及び開催趣旨に賛同する者の後援により開催する。
- 第3条 共進会の会期、会場及び日程は、下記のとおりとする。  
総合開会式は、令和7年9月3日の黒毛和種の部において、9時00分から開催する。

出品家畜	黒毛和種	ホルスタイン種	日本短角種	馬	肉牛
日程	9月3日(水)	9月26日(金)	9月5日(金)	9月17日(水)	11月8日(土)
会場	JA全農いわて 中央家畜市場	JA全農いわて 中央家畜市場	JA全農いわて 中央家畜市場	馬っこパーク・いわて	株いわちく

## 第2章 出品資格・条件

- 第4条 共進会の出品家畜は、別表-1の区分、資格、条件による。
- 第5条 共進会の出品目標及び申込期限  
共進会の出品目標及び出品申込の期限は、別表-2のとおりとする。ただし、出品状況により変更することがある。
- 第6条 出品申込方法  
出品しようとする者は、別紙出品申込書1通を、それぞれの出品申込期限内に協会に提出するものとする。ただし、肉牛については、全農岩手県本部畜産販売課を経由して協会に提出するものとする。
- 第7条 出品者は、搬入の際、登録証明書又はこれに準ずるものを提出し、出品家畜の照合を受けるものとする。
- 第8条 出品家畜は、この共進会において主催者が保護するものとするが、不可抗力の損害についてはその責を負わないものとする。
- 第9条 出品及び販売に要する経費は、出品者の負担とする。
- 第10条 黒毛和種及びホルスタイン種について、担い手育成を目的として、本共進会の出品割当頭数とは別枠で、農業高等学校及び農業大学校からの出品を認めるものとする。  
なお、出品資格、条件、審査及び褒賞については共進会に準ずるものとするが、農林水産大臣賞の授与は行わないものとする。

## 第3章 審査及び褒賞

- 第11条 出品家畜は、全て審査の対象とし、審査は、各家畜の登録協会が制定する審査基準又は日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格に準拠して行う。
- 第12条 審査顧問、審査委員長及び審査委員は、共進会長が委嘱する。
- 第13条 審査の結果、別に定める区分により共進会長が褒賞する。
- 第14条 出品者は、出品家畜の審査の拒否又はその結果に対する異議の申し立て若しくは褒賞授与の拒否を行うことができないものとする。

## 第4章 参観者の心得

- 第15条 共進会進行の妨げになる恐れがあると認められた者について、入場を拒否し、又は退場させることができる。

## 第5章 経 費

- 第16条 共進会の運営費は、主催者が負担する。

## 第6章 補 則

- 第17条 この規約に定めのない事項については、その都度協議して定める。

別表－1(区分、資格、条件)

(1) 黒毛和種の部

区分	区分	月齢	生年月日	資格・条件	出品頭數
第1区	後継者の部	10～14か月未満	R6.7.4～R6.11.3	出品者は農業高等学校及び農業大学校並びに概ね45才以下の後継者とし、自家産であるもの	16頭
第2区	若雌の1	14～17か月未満	R6.4.4～R6.7.3	出品者が続けて4か月以上所有し飼育しているもの	15頭
第3区	若雌の2	17～20か月未満	R6.1.4～R6.4.3	出品者が続けて7か月以上所有し飼育しているもの	15頭
第4区	父系若雌牛群	14～24か月未満	R5.9.4～R6.7.3	当該和牛改良組合又は育種組合内で生産された父牛が同一の若雌3頭1群	6組 (18頭)
第5区	繁殖雌牛群	2産以上		当該和牛改良組合又は育種組合内で生産された2産以上の雌3頭1群で母系を辿り3代以上県内で生産されたもの	6組 (18頭)
第6区	高等登録群	14か月以上	R6.7.3以前	当該改良組合で高等登録牛とその娘牛の2頭1群	9組 (18頭)
					100頭

注1 出品牛は岩手県産として、他区と重複しないこと。

注2 第1区の出品者が、不慮の事故にあった場合には、その家族が出品することができる。

注3 第1区～第4区出品牛の産肉能力は父、母、本牛のいずれかが本原登録牛または高等登録牛であること。  
ただし、これ以外で本牛が登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。

注4 第2区～第4区出品牛の母牛の繁殖能力は、次の(1)(2)のいずれかを満たすこと。

(1) 高等登録牛であること

(2) 基本または本原登録の場合は、次の条件を満たすもの

①初産月齢は28か月齢以内であること

②分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの

注5 第5区出品牛の産肉能力は、父、母、本牛のいずれかが本原登録牛または高等登録牛であること。

ただし、これ以外で本牛が登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。

出品牛は県有種雄牛産子とし、相互の血縁係数が6%以上のもの。

注6 第6区出品牛は直系2代にわたる高等登録の母牛と娘牛の計2頭をもって1群とする。

娘牛の産肉能力については、父、母、本牛のいずれかが本原登録牛または高等登録牛であること。

ただし、これ以外で本牛が登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。

出品牛に2産以上の産歴がある場合、繁殖能力は次の(1)(2)のいずれかを満たすこと。

(1) 高等登録牛であること

(2) 基本または本原登録の場合は、次の条件を満たすもの

①初産月齢は28か月齢以内であること

②分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの

初産のみの場合は、初産月齢が28か月齢以内であること。

(2) ホルスタイン種の部

部別	区分	月齢	生年月日	資格・条件	出品頭数
第1部	未経産	J サイア娘牛	10月以上 12月未満	R6. 10. 1～R6. 11. 30 母牛が検定成績証明申込中（又は証明済） ただし、母牛が未経産の場合は、出品牛がゲノミック評価成績を有し、かつ祖母が検定成績証明済	10頭
第2部	未経産		12月以上 14月未満		10頭
第3部	未経産		14月以上 16月未満		10頭
第4部	未経産		16月以上 18月未満		10頭
第5部	未経産		18月以上 20月未満		10頭
第6部	未経産		20月以上 22月未満		10頭
第7部	経産	J サイア娘牛	36月未満	R4. 10. 1 以降 本牛が検定成績証明申込中（又は証明済）	10頭
第8部	経産		28月未満		10頭
第9部	経産		28月以上 32月未満		10頭
第10部	経産		32月以上 36月未満		10頭
第11部	経産	J サイア娘牛	36月以上 48月未満		10頭
第12部	経産		36月以上 42月未満		10頭
第13部	経産		42月以上 48月未満	R3. 10. 1～R4. 9. 30 R4. 4. 1～R4. 9. 30 R3. 10. 1～R4. 3. 31 R2. 10. 1～R3. 9. 30 R1. 10. 1～R2. 9. 30	10頭
第14部	経産		4歳以上 5歳未満		10頭
第15部	経産		5歳以上 6歳未満		10頭
第16部	経産		6歳以上		10頭
					160頭

注1 出品区分の基礎となる年齢は、R7. 9. 30 をもって算定する。

注2 出品牛は血統登録牛とする。（血統登録証明書（写）を添付すること。）

注3 出品牛は岩手県産で、飼養期間は設けない。

注4 出品者は、出品牛を所有する者又はその同一家族とする。

注5 未経産牛で生後 20 月以上のものは、妊娠確実であること。180 日以上で早流産したものは経産牛とみなす。

注6 検定成績証明申込又は証明済みは以下のとおりとする。

22月未満の未経産牛は、母牛が検定成績証明申込中又は証明済みのもの。ただし、母牛が未経産の場合は、出品牛がゲノミック評価成績を有し、かつ祖母が検定成績証明済みのもの。

30月未満の経産牛は、本牛が検定成績証明申込中のもの。

30月以上 48月未満の経産牛は、本牛が検定成績証明申込又は証明済みのもの。

48月以上の経産牛は、本牛が検定成績証明済みのもの。

注7 輸入受精卵によって生産された出品牛の母牛の検定成績及びゲノミック評価成績は、当該外国登録団体が発行する証明書により判定する。

注8 J サイア娘牛とは、わが国の後代検定事業に参加している種雄牛を父にもつものをいう。

注9 出品牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 9 条に規定する耳標を両耳に装着していること。

注10 第 16 回全日本ホルスタイン共進会衛生対策要領に基づく以下の検査と予防接種を実施の上、第 16 回全日本ホルスタイン共進会出品牛検査・予防接種証明書（別記様式第 2 号）を R7. 9. 26 までに提出すること。

検査 ヨーネ病（カテゴリーⅡの場合）の 1 回目検査

予防接種 炭疽、牛流行熱、イバラキ病、牛異常産、牛呼吸器病

注11 第 16 回全日本ホルスタイン共進会衛生対策要領別添「第 16 回全日本ホルスタイン共進会におけるランピースキン病対策について」に準じて、以下の必要な措置が講じられていること。

出品牛、同居牛の健康状態の確認 県共会場への搬入の概ね 2 週間前と 72 時間以内とも問題がないこと。

出品者は、出品牛及び資材等の積み込み時、積み下ろし時に荷室内に殺虫剤を噴霧し、吸血昆虫（吸血性アブ類及びサシバエ）を駆除すること。

中12 出品牛は、県共会場への搬入前に、真菌症等の皮膚病及びイボ等の体表（乳房含む）の異状がないことを確認していること。

罹患牛は、他の牛への感染の恐れがあることから出品を認めない。

### (3) 日本短角種の部

部別	区分	資格・条件	出品頭數
第1部	未経産	令和6年生まれのもの	12頭
第2部	初産	令和5年生まれの初産のもの	11頭
第3部	経産	2産以上のもの	12頭
第4部	牧野牛群	同一市町村内の牧野で飼養されている、2産以上の経産牛3頭1組	5組 (15頭)
			50頭

注1 出品牛は岩手県産とし総て登記、登録されており他部と重複しないこと。

注2 出品者は出品牛を引き続き6か月以上飼養または管理したものとする。

注3 第4部出品牛は他部と重複しないこと。

### (4) 馬の部

種別	類別	資格・条件	出品頭數
農用馬 及び 乗用馬	第1類	育成馬、県内産で1歳の未経産馬	13頭
	第2類	育成馬、県内産で2歳以上の未経産馬	7頭
	第3類	繁殖馬、経産馬で産地は県内外を問わず、産子は血統登録されていて、出品者が引き続き6か月以上飼養または管理していること	10頭
			30頭

注1 出品馬は種馬登録されていること。

注2 年齢は、満年齢とする。

注3 伝染性疾患の発生予防のため、主催者が別に示す防疫対策を実施すること。

### (5) 肉牛の部

品種	資格・条件	出品頭數	
肉牛	黒毛和種 (去勢・雌)	生後34か月未満で、令和5年1月6日以降に生まれたもので 去勢にあっては、生体重概ね650kg以上のもの 雌にあっては、生体重概ね560kg以上のもの	50頭

注1 屠畜初日（令和7年11月5日）を基準日とする。

注2 出品牛は、最長かつ最終飼養地が岩手県とし登記牛又は血統証明書を有するものとする。

注3 出品牛は枝肉審査終了後、全農岩手県本部が主催するいわて牛いわちく枝肉販売会において販売する。

注4 枝肉における脂肪サンプリングについて

岩手県畜産研究所が牛肉中の脂肪酸組織等を調査するため横隔膜部位及び切開面の一部を極少量サンプル採取する。

注5 光学測定器を用いて測定された、MUFA及びオレイン酸の数値を参考値として、成績に開示する。

なお、あくまで参考値とし、審査の基準とはしない。

注6 枝肉断面の撮影により、ロース部の小ザシを数値化し、新細かさ指數（NFI）を参考値として、成績に開示する。

なお、あくまで参考値とし、審査の基準とはしない。